

府中市  
障害福祉計画（第5期）  
障害児福祉計画（第1期）  
素案

（平成30年度～平成32年度）

府 中 市



# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策的の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	3
3 計画期間 .....	4
4 策定体制 .....	5
5 計画の理念 .....	6
第2章 本市の障害福祉を取り巻く現状と課題 .....	7
1 障害のある人の状況 .....	7
（1）障害のある人の状況 .....	8
（2）難病のある人の状況 .....	11
（3）障害児の状況 .....	12
2 本市の障害者福祉に関する課題 .....	15
3 障害者制度の動向 .....	17
第3章 障害福祉計画（第5期） .....	19
1 サービスの内容 .....	19
2 成果目標 .....	22
3 サービスの見込量と見込量確保のための方策 .....	25
第4章 障害児福祉計画（第1期） .....	37
1 サービスの内容 .....	37
2 成果目標 .....	38
3 サービスの見込量と見込量確保のための方策 .....	40

資料編



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

---

本市では、平成27年に障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、「府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）」を策定しました。今回の策定は、「障害福祉計画（第4期）」の計画期間が平成29年度をもって終了するため、「障害福祉計画（第5期）」として、内容を改訂するものです。

「府中市障害福祉計画（第5期）」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定します。また、平成30年には、児童福祉法の一部が改正され、障害児に向けた福祉サービスを提供するための体制の確保が計画的に図られるようにするため、新たに「障害児福祉計画（第1期）」を策定することとなりました。この2つの計画は、国の基本指針に則して、本市における障害福祉サービスや障害児通所支援、障害児入所支援等の必要な見込量とその確保のための方策を定めるものです。

平成30年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正では、障害者の地域生活に対する支援や就労支援、高齢の障害者の円滑なサービス利用や医療的ケア児への福祉サービス等に係る見直しが予定されています。こうした状況を踏まえ、本市における福祉施策の成果目標と障害のある人への福祉サービスの目標値を定め、各施策を推進していくことで、安心して暮らせる地域社会を目指します。

### 障害者総合支援法 第88条（抜粋）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

### 児童福祉法 第33条（平成30年4月1日改正、抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

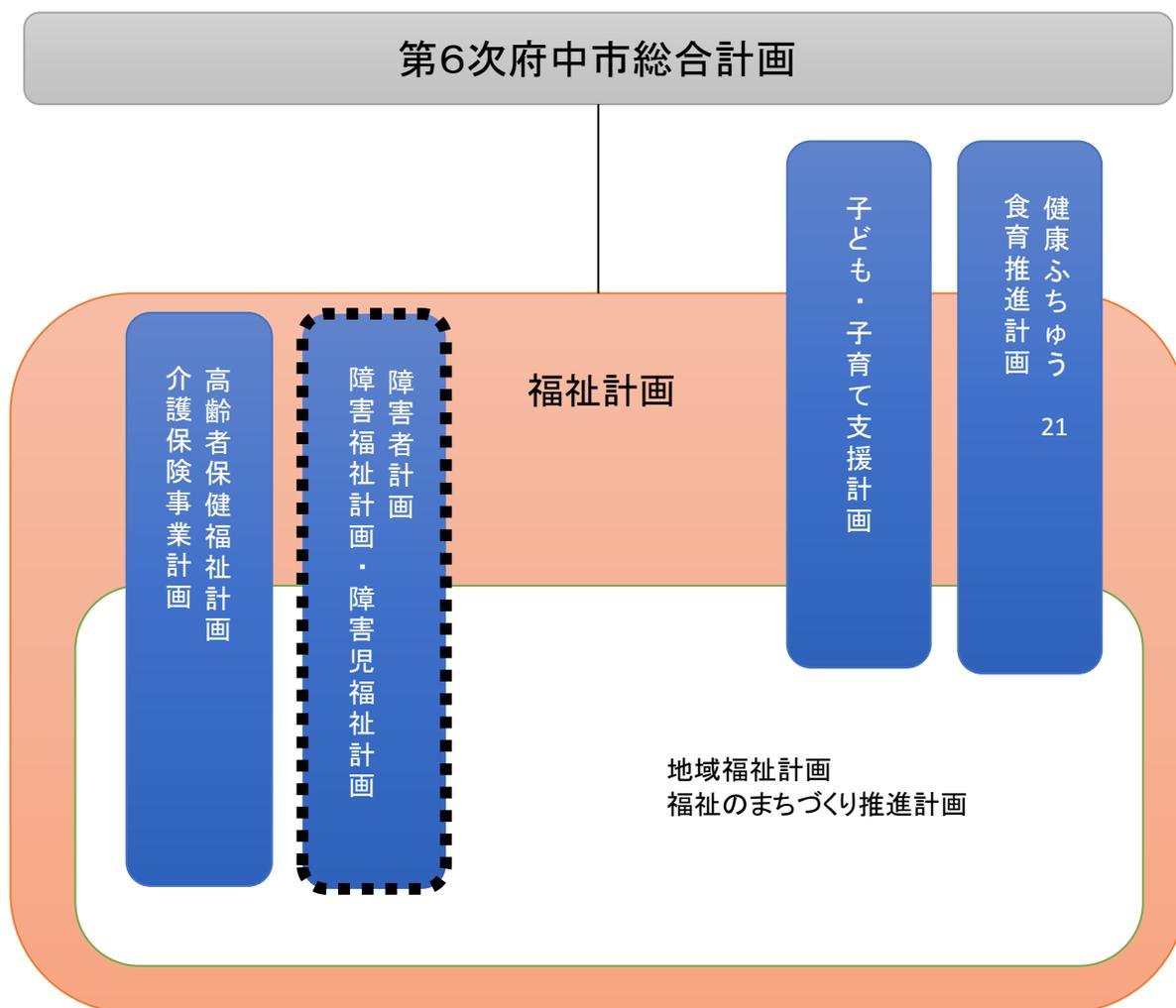
二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

## 2 計画の位置付け

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、「第6次府中市総合計画」を上位計画とする「福祉計画」の分野別計画である「障害者計画」との整合性を保ちながら策定するものです。

障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画」のうち、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業等の施策に関して数値目標や提供方法を定める実施計画に位置づけられます。

「福祉計画」は、保健・福祉・医療を一体的に推進するため、地域福祉分野の「地域福祉計画」・「福祉のまちづくり推進計画」、高齢者福祉分野の「高齢者保健福祉計画」・「介護保険事業計画」、障害者福祉分野の「障害者計画」・「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」、子育て支援分野の「子ども・子育て支援計画」、健康分野の「健康ふちゅう21（保健計画）」・「食育推進計画」を横断的につなぐ役割を担っています。



### 3 計画期間

「障害福祉計画（第5期）」及び「障害児福祉計画（第1期）」の計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とします。また、各関連計画の計画期間は次のとおりです。

計画名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
福祉計画	福祉計画						福祉計画					
【地域福祉分野】												
地域福祉計画	地域福祉計画						地域福祉計画					
福祉のまちづくり推進計画	福祉のまちづくり推進計画						福祉のまちづくり推進計画					
【高齢者福祉分野】												
高齢者保健福祉計画	高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画			
介護保険事業計画	介護保険事業計画(第4期)		介護保険事業計画(第5期)		介護保険事業計画(第6期)		介護保険事業計画(第7期)		介護保険事業計画(第7期)			
【障害者福祉分野】												
障害者計画	障害者計画						障害者計画					
障害福祉計画	障害福祉計画(第2期)		障害福祉計画(第3期)		障害福祉計画(第4期)		障害福祉計画(第5期)		障害福祉計画(第5期) 障害児福祉計画(第1期)			
【子育て支援分野】												
子ども・子育て支援計画	次世代育成支援行動計画(後期)						子ども・子育て支援計画					
【健康分野】												
健康ふちゅう21	健康ふちゅう21						第2次健康ふちゅう21					
食育推進計画	食育推進計画						第2次食育推進計画					

※ 太枠部分は、今回新たに策定する計画です。

## 4 策定体制

---

計画策定に当たっては、市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、協議機関での協議検討、アンケート調査の実施、府中市市議会への報告、パブリックコメントの実施など様々な形で市民参加を図っています。

### （1）協議機関での協議検討

公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される協議機関にて、各計画の内容を協議検討しました。

### （2）アンケート調査の実施

ニーズとサービス提供体制について現状を把握するため、平成29年度に障害者福祉団体及び障害福祉サービス事業所等へアンケート調査を実施しました。

### （3）府中市市議会への報告

計画素案策定の段階で、府中市議会へ報告し、ご意見をいただきました。  
（平成29年11月実施予定）

### （4）パブリックコメント

計画素案策定の段階で、市民から幅広くご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。（平成30年1月実施予定）

## 5 障害者計画の理念

---

本市では、障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立（自律）した暮ら  
しができる地域社会をつくることを目指して、平成27年に「障害者計画・障害福祉  
計画（第4期）」を策定しました。この障害者計画の基本理念に基づき、障害福祉計画  
（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）策定します。

「自立（自律）」とは、どんなに重度の障害があっても、必要なサービスを受けなが  
ら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。

そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす普通の市民として生活  
することを目指したサービスの構築と、地域で暮らす人々の理解と配慮が必要となり  
ます。特に、障害のある人が普通に働ける社会を実現することが強く求められている  
ところです。

また、この計画は、障害のある人のためだけのものではなく、すべての市民にとっ  
ても大切なものです。

バリアフリーのまちづくりが、車いす等を利用する障害のある人だけではなく、高  
齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、すべての障害の  
ある人\*が安心して暮らせるまちは、すべての市民にとっても安心して暮らせるまち  
になります。

すべての障害のある人のための計画づくりは、すべての市民にとっても明日をひら  
くものになるのです。

※ 「すべての障害のある人」とは、障害者手帳所持者に限らず、難病のある人や高  
次脳機能障害、発達障害など日常生活に様々な障害のある人を含みます。

**障害のある人もない人も、  
市民すべてが安心して  
自立した暮らしができるまち・府中の実現**

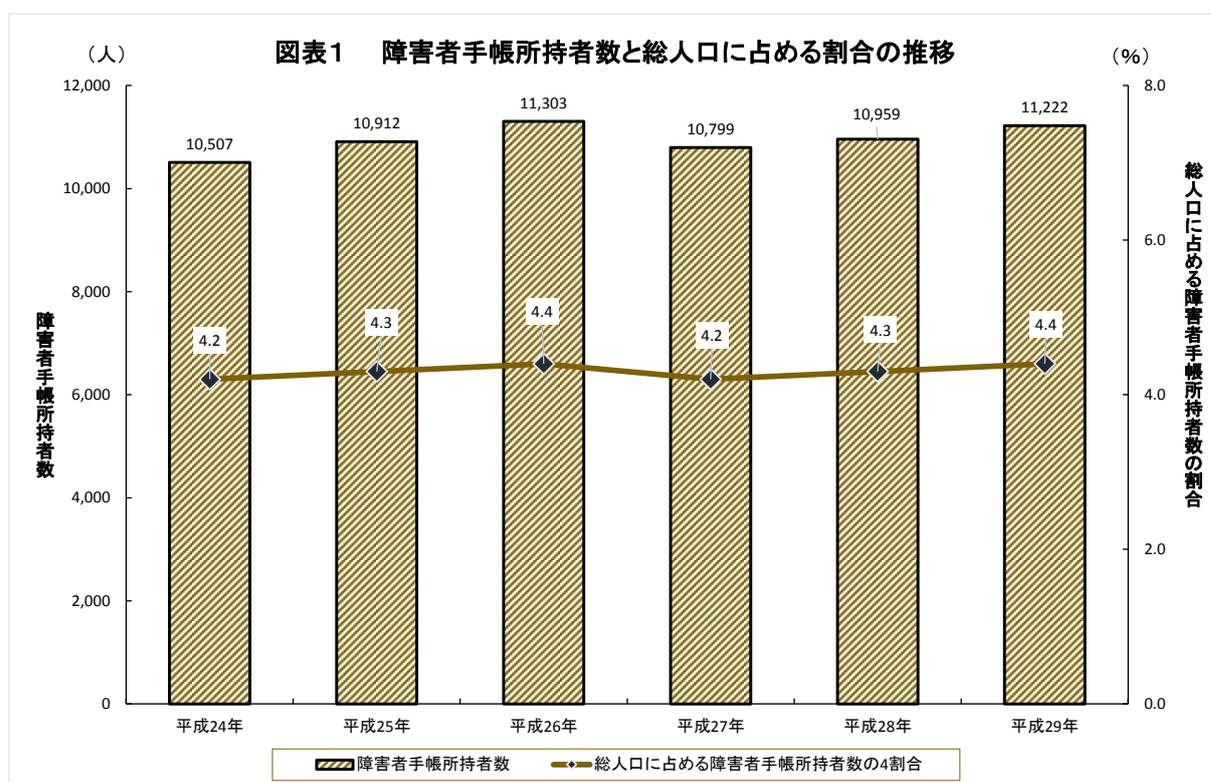
## 第2章 本市の障害福祉を取り巻く現状と課題

### 1 障害のある人の状況

#### （1）障害のある人の状況

##### ① 障害者手帳所持者数

身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者を合計した人数は平成29年3月31日現在で11,222人となっており、総人口に占める割合は4.4%となっています。この割合は、平成27年から増加しています。



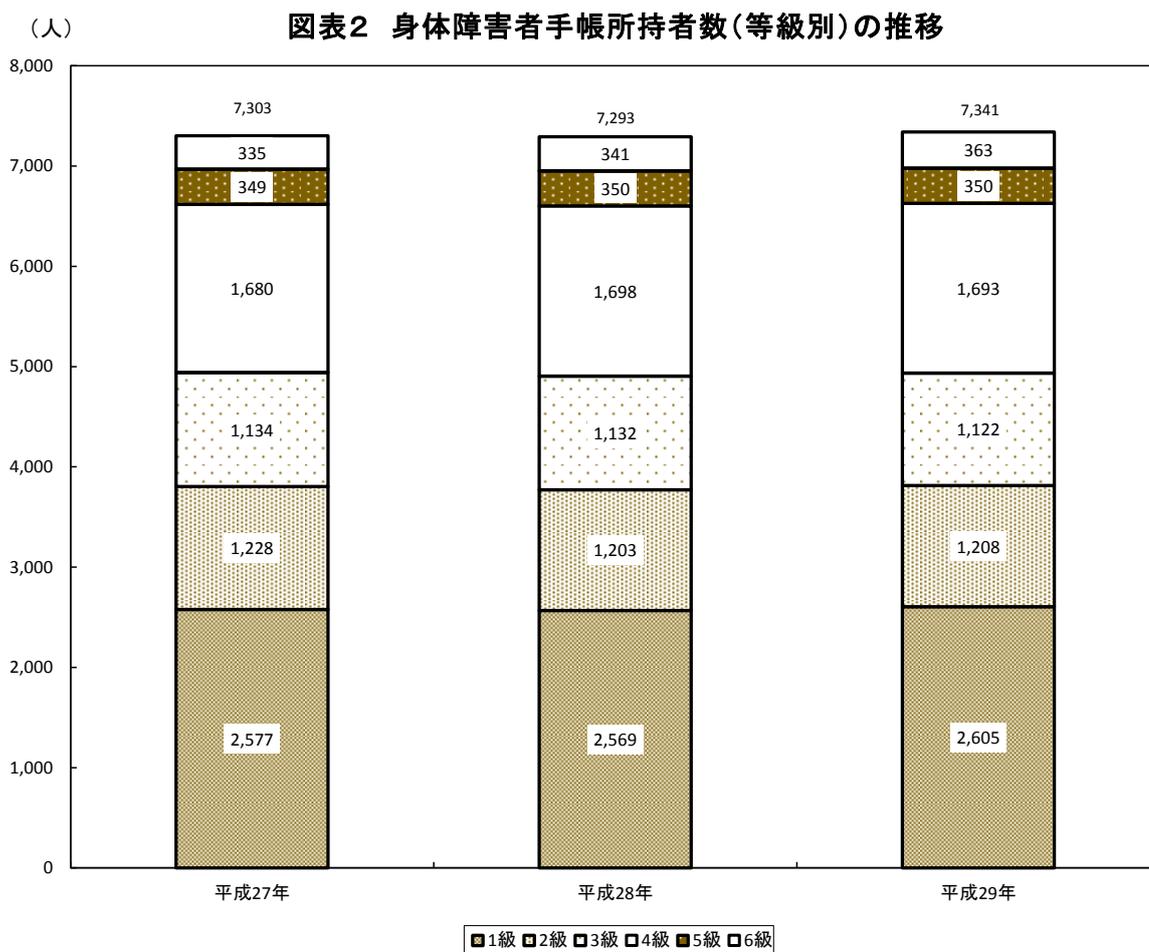
各年3月31日現在

※ 身体障害者手帳と愛の手帳所持者については、平成27年に一時的に減少していますが、これは、前年のシステム改修により手帳所持者数を精査した結果によるものです。このことから、経年比較は、平成27年と平成29年で行います。

② 身体障害者手帳所持者数の推移

平成29年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は7,341人となっています。平成27年から38人増加しています。

等級別の内訳を見ると、1級の割合が最も多くなっており、続いて4級の割合が多くなっております。

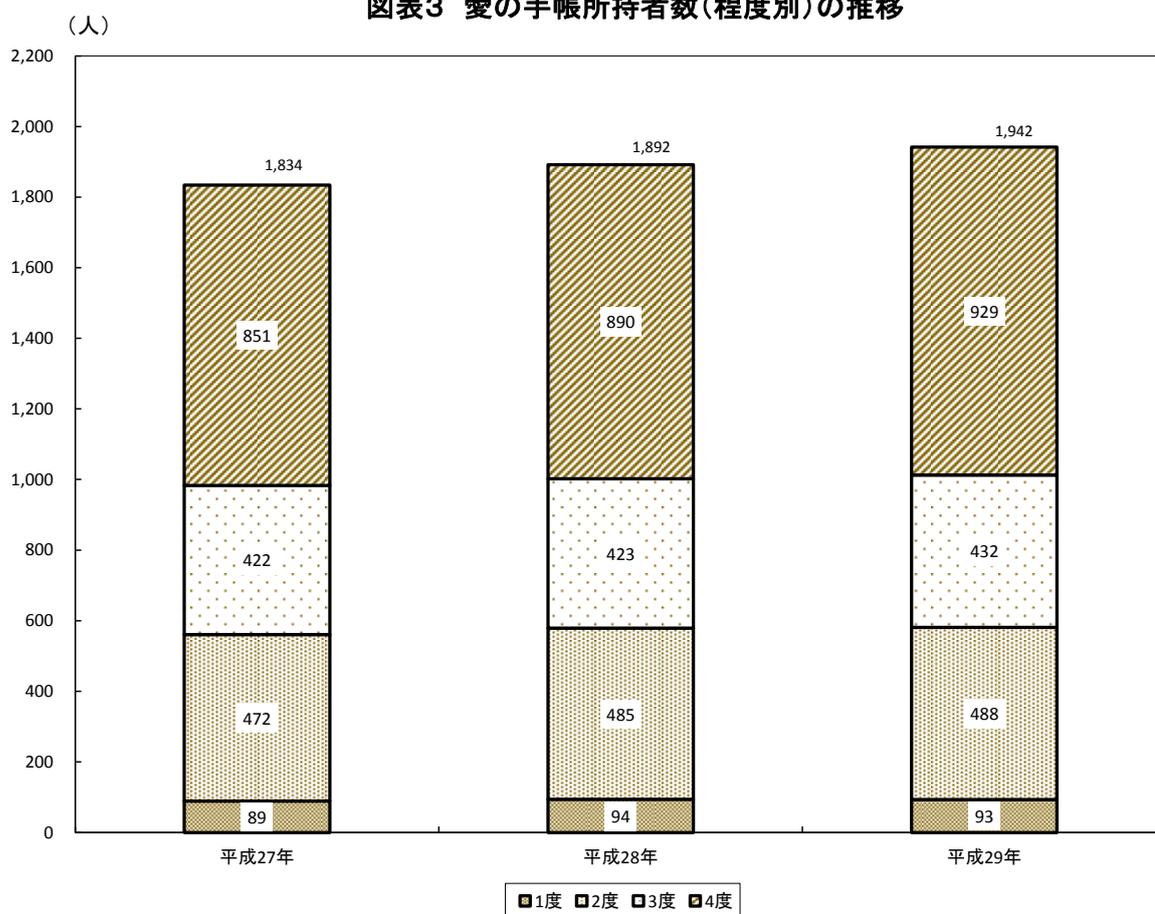


③ 愛の手帳所持者数の推移

平成29年3月31日現在の愛の手帳所持者数は1,942人となっています。平成27年から108人増加しています。

程度別の割合の推移を見ると、4度の割合が多くなっています。

図表3 愛の手帳所持者数(程度別)の推移



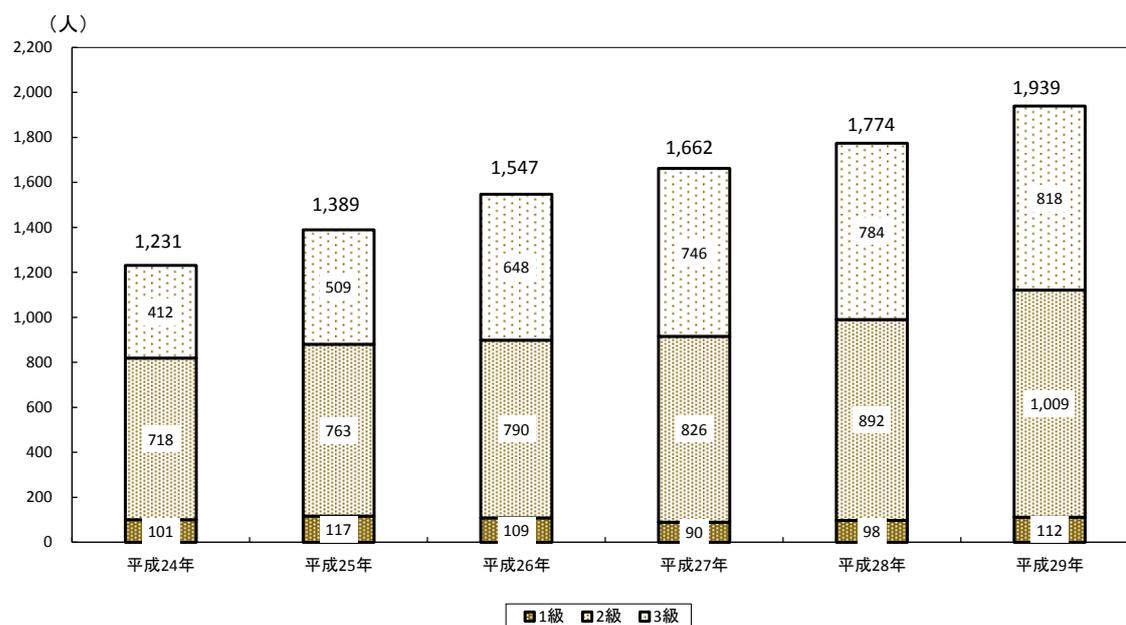
各年3月31日現在

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成29年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,939人となっています。平成24年から708人増加しています。

程度別の内訳を見ると、2級の割合が高くなっており、1級の割合が低くなっています。

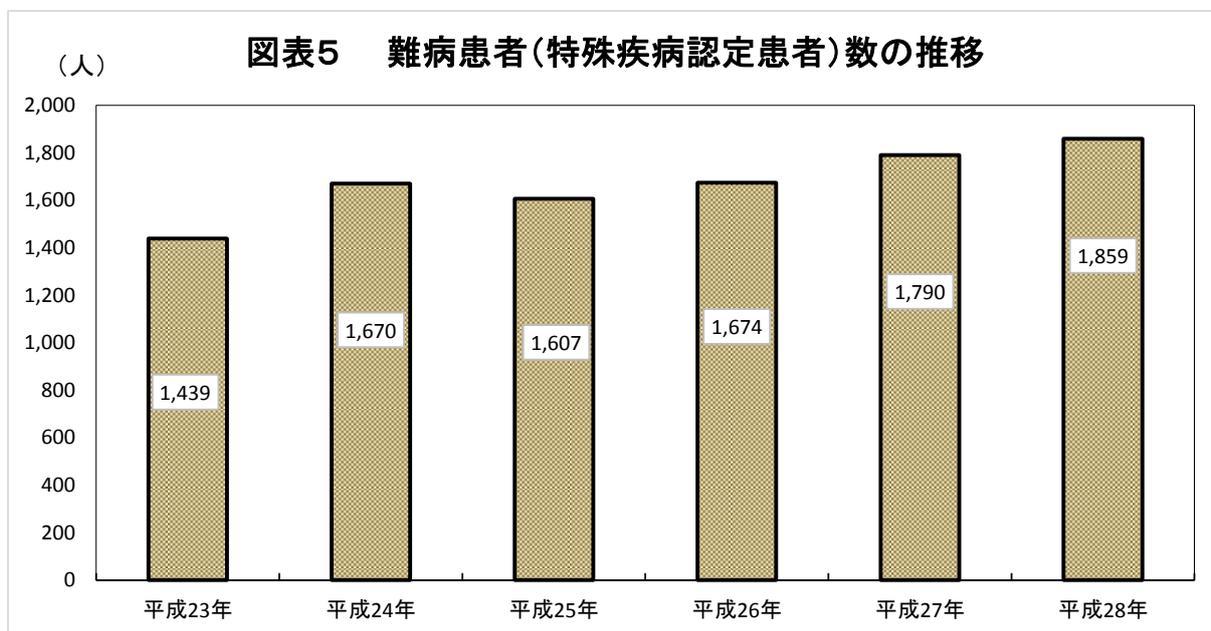
図表4 精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移



各年3月31日現在

## （2）難病のある人の状況

平成28年3月31日現在の難病患者（特殊疾病認定患者）数は、1,859人となっています。平成24年から420人増加しています。



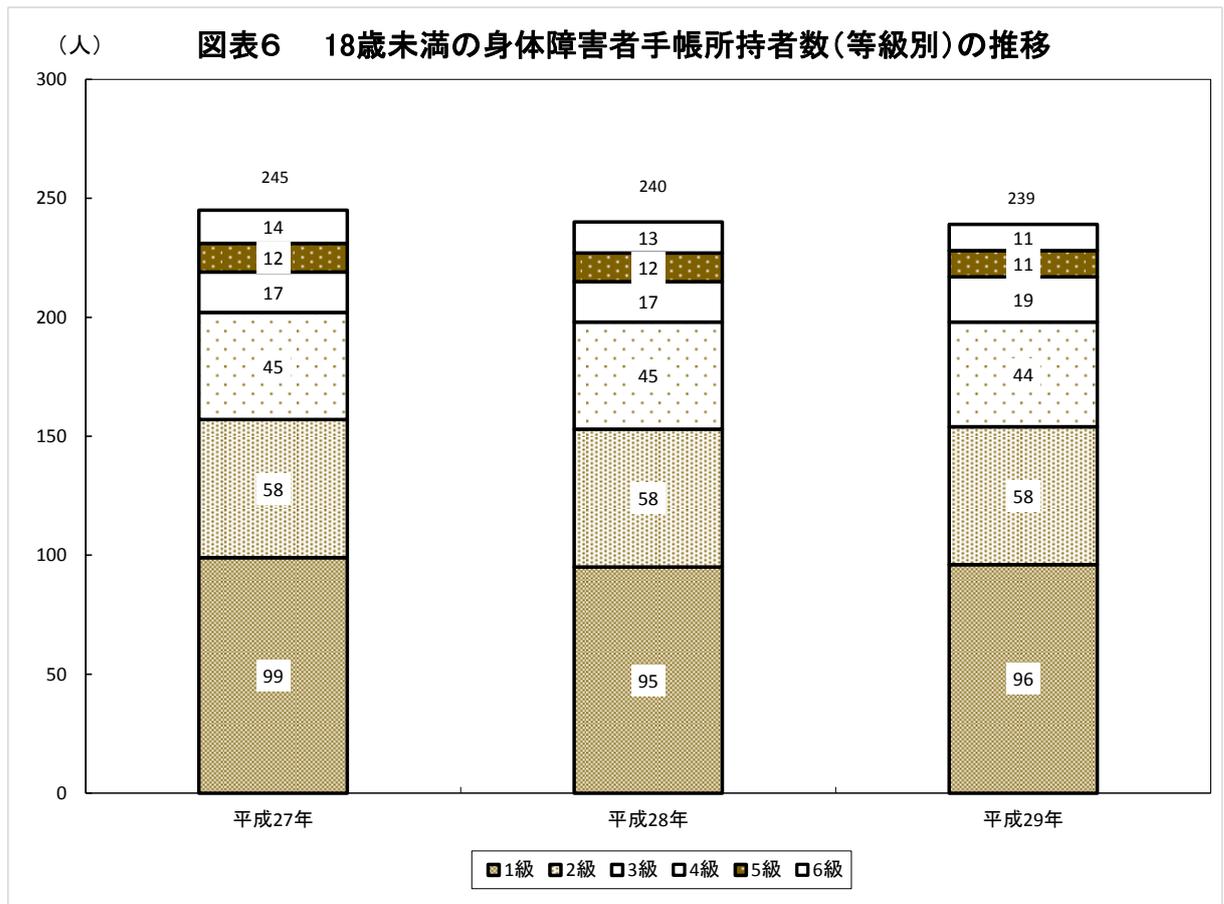
出典：「福祉・衛生統計年報」（東京都）、各年3月31日現在

### （3）障害児の状況

#### ① 身体障害者手帳所持者数の推移

平成29年3月31日現在の18歳未満の身体障害者手帳所持者数は239人となっています。平成27年から6人減少しています。

等級別の内訳を見ると、1級の割合が最も多くなっており、続いて2級の割合が多くなっており、重度の障害児が多いと言えます。

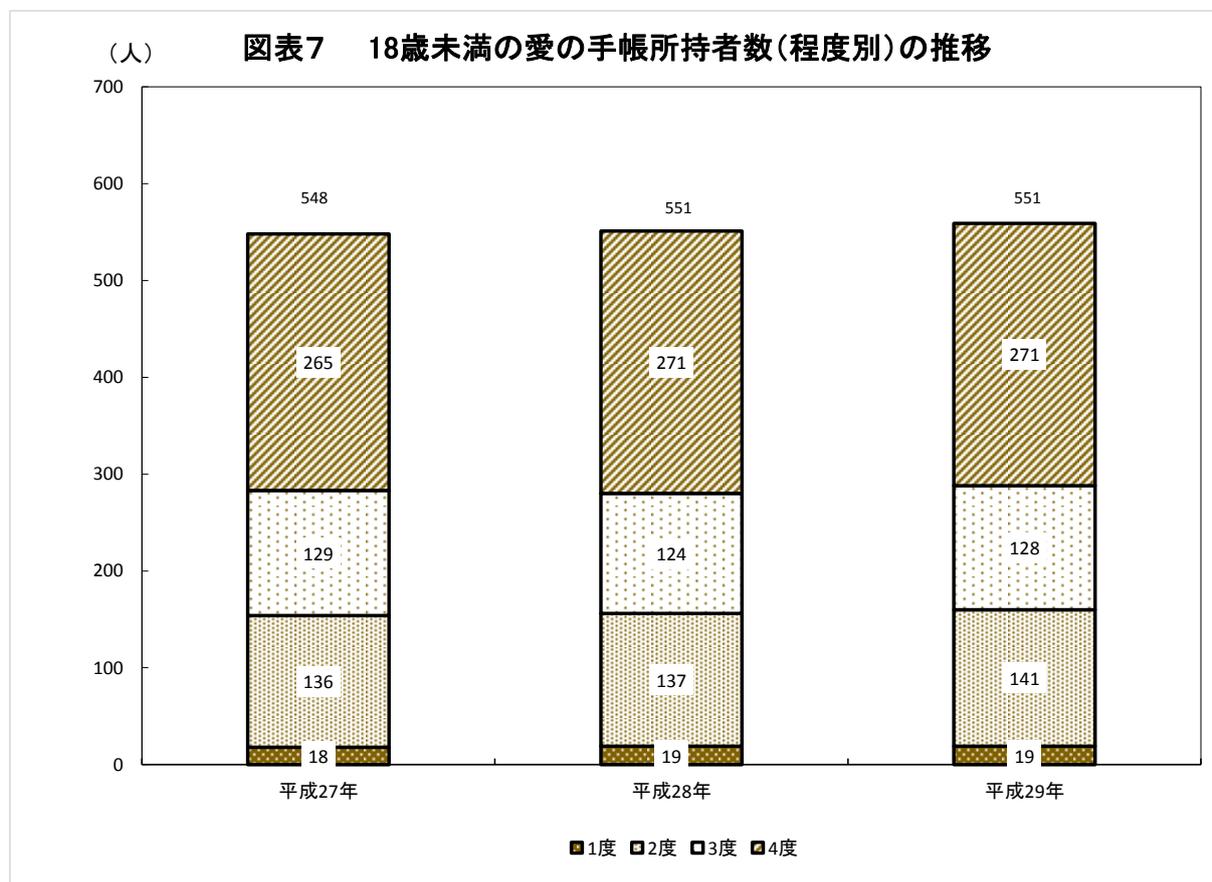


各年3月31日現在

### ③ 愛の手帳所持者数の推移

平成29年3月31日現在の18歳未満の愛の手帳所持者数は551人となっています。平成27年から3人増加しています。

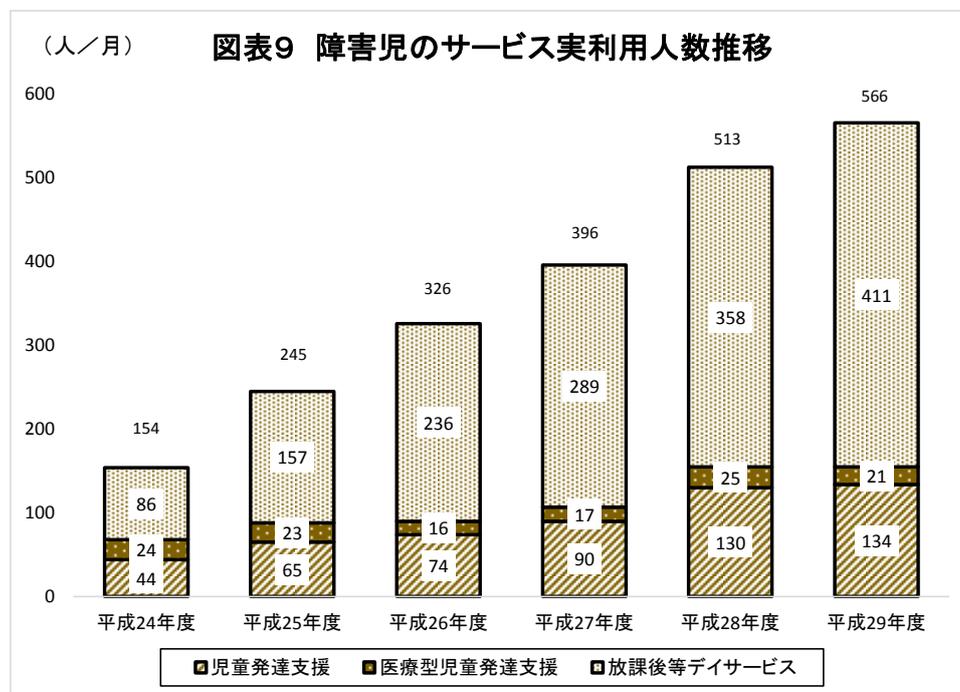
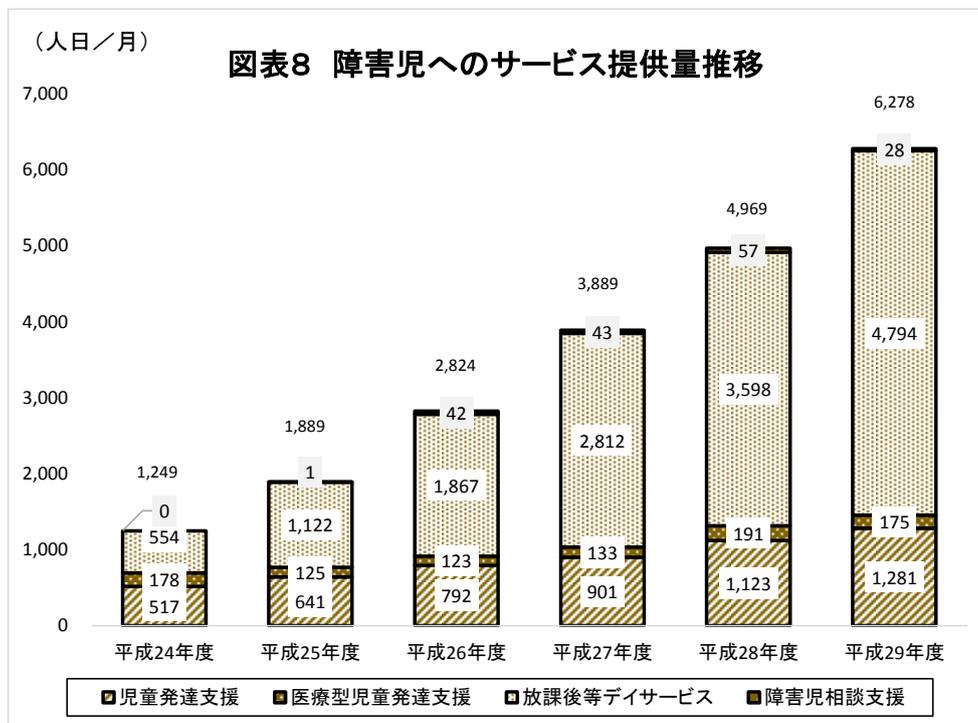
程度別の割合の推移を見ると、4度の割合が多くなっています。



各年3月31日現在

### ③ 障害児へのサービス提供の推移

障害児へのサービス提供量及び実利用者数の推移は、増加傾向にあります。内訳を見ると、放課後等デイサービスと児童発達支援が増加しています。サービスを利用している児童の中には、発達障害などの身体障害者手帳や愛の手帳を所持していない児童も含まれます。



※ 各年度3月（平成29年度は7月）の月あたり実績値です。障害児相談支援については、図表8のサービス提供量推移にのみ反映しています。

## 2 本市の障害者福祉に関する課題

### （1）情報提供及び相談支援の検討

#### ① 情報提供の充実及び情報提供経路の検討

障害者福祉団体調査では、相談員の不足、身近なところでの相談体制確保、在宅でも相談ができ、必要な情報を得られるようにして欲しい、どこに相談に行けばよいのか分からないなど、相談に関する項目が多く寄せられています。相談機関に対する情報提供の充実及び情報提供経路の検討が求められます。

また、東京都は、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点施設として、東京都難病相談・支援センターを順天堂医院内（文京区本郷）に開設しました。平成29年10月には、相談・支援機能を強化し、利用者の利便性の向上を図るため、多摩地域に新たな拠点として、東京都難病相談・支援室（東京都立神経病院2階）が開設されたことから、今後、必要とされる障害福祉サービス増加が見込まれます。

#### ② 相談支援体制の質・量の充実

現在、市では4つの委託相談支援事業所が連携し、様々な相談に対応する体制を整えています。相談内容は年々多様・複雑化し、相談件数も増加しています。

障害福祉サービス等の利用計画作成は、高い達成率をしめしているが、サービス利用者や家族などが利用計画を作成するセルフプランが約5割を占めています。新たな特定相談支援事業所の参入が必要です。

また、身近な相談窓口として、地域福祉コーディネーターを地域に配置し、身近な地域での困りごと相談を受けられる体制を整備しています。今後は、質、量共に相談支援体制の更なる充実が必要です。

### （2）地域で安心して生活し続けるための支援

#### ① 障害福祉サービスの提供体制の充実

市内の手帳所持者数は増加傾向にあり、障害福祉サービスの実績も年々増えています。また、難病のある人も必要と認められた障害福祉サービスの利用対象となっています。

市内にある都立特別支援学校の府中けやきの森学園や武蔵台学園などから、行動援護、生活介護、短期入所、日中一時支援の事業所が少ないという意見が寄せられています。事業所の中には、同行援護従事者の資格要件の経過措置期間が終了することから、事業撤退するということもあります。

一方で、障害福祉サービス事業所調査では、約2割の事業所が前年度の事業の収支を赤字としています。また、人材の確保・育成、有資格者の不足などの人材面に関する不安など、サービスを実施する上で様々な課題を抱えています。

増大するニーズに対応するため、事業者のネットワーク構築への支援、情報提供の充実、連携体制の構築等の事業者への支援を検討することも含めて、障害福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

## ② 福祉・保健・医療の連携による一貫した支援体制の構築

障害のある人や難病のある人の地域生活においては、福祉・保健・医療の連携が重要です。適切な医療の支援を行うことは、障害等の回復・改善を促進するだけでなく、生活の安定につながると考えられます。乳幼児期、学齢期、成年期及び高齢期とライフステージに応じた一貫した支援の必要性から、福祉・保健・医療・その他の関係機関、相談支援事業所が連携や情報共有を図り、「ちゅうファイル（支援ファイル）」等のツールも使いながら、生涯を通じた一貫した支援体制を構築することが必要です。

## ③ 就労支援の充実

障害のある人が働くために必要なこととして、「人間関係の改善のためのコミュニケーション技術支援」、「就労を意識した放課後等デイサービス施設」があげられています。

また、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等を行う就労定着支援サービスができることから、一般就労での支援体制を整備する必要があります。

## ④ 避難行動要支援者の具体的な支援体制の構築と障害に応じた避難所の検討

「災害時要援護者名簿を基に、避難行動要支援者名簿の対象者や運用方法検討を進める」ことが意見としてあげられています。登録を進めるとともに、避難場所に行けない人も含めた具体的な支援体制を構築することが必要です。

障害福祉サービス事業所調査では、事業所として災害時に協力を得られることとして、利用者への安否確認、避難協力、施設の福祉避難所としての提供、避難場所へのヘルパー派遣等が挙げられています。災害時に避難所として協力をお願いするとともに、具体的に災害時の連携体制を構築する必要があります。

## ⑤ 障害者差別解消法の啓発

「医療機関で受診を拒否された」「タクシーの乗車を拒否された」「通所している施設からやめろと言われた」等の差別事例がある一方、「多目的トイレに大型ベッドが設置されていた」「クラスメイトの配慮をしてもらった」「花火大会で専用の鑑賞席があった」等の配慮事例がありました。

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、障害者差別解消法は制定されました。すべての障害に対する市民に向けた一層の情報提供、啓発を推進する必要があります。

### 3 障害者制度の動向

---

平成27年3月に「府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）」を策定してから、障害者福祉に関わる法律や制度などは、次のように変化してきています。

#### ①障害者総合支援法対象疾病（難病等）の拡大

平成25年に130疾病の難病等が障害者総合支援法の対象となり、難病の人も障害福祉サービスや相談支援等のサービスを受けられるようになりました。その後、順次対象疾病が拡大し、平成29年4月からは、358疾病が対象となっています。

#### ②障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）の施行

平成28年に障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止し、過重な負担にならない範囲で合理的配慮の提供することとしています。また、自治体は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとしています。

#### ③ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合う仕組みとして、成年後見制度の利用の促進を図ることが課題となっています。自治体においては、国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を実施することとなっています。

#### ④ 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行

平成28年度の法改正により、ライフステージを通じた切れ目のない支援を実施すること、家族なども含めた、きめ細かな支援を実施すること、地域の身近な場所で支援が受けられるよう支援体制を構築すること等が規定されました。児童発達支援や保育所等訪問支援などの提供体制をより一層充実させていくことが必要です。

### ⑤障害者総合支援法の一部を改正する法律の施行

平成30年には、障害者総合支援法の一部が改正されることとなっています。障害者が自ら望む地域生活を送ることができるよう「生活」と「就労」に対する支援の充実を図るためのサービスとして、「自立生活援助」と「就労定着支援」が新設されます。また、高齢の障害者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者負担を軽減する仕組みが設けられます。

### ⑥児童福祉法の一部を改正する法律の施行

平成30年に障害者総合支援法と同時に児童福祉法の一部を改正する法律も施行されます。障害児のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、外出が著しく困難な障害児に居宅を訪問して児童発達支援を提供するサービスを新設するほか、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう自治体において保健・医療・福祉等の連携を促進するよう努めることが必要となります。また、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において「障害児福祉計画」を策定することとなりました。

### ⑦地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行

平成30年には、介護保険制度が改正され、「共生型サービス」が創設されることとなっています。障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするため、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくなるというものです。

## 第3章 障害福祉計画（第5期）

### 1 サービスの内容

障害者総合支援法に基づき、市が提供するサービスの内容は次のとおりです。

#### ◇自立支援給付（障害福祉サービス）

訪問系サービス（主として自宅において提供される支援サービス）	
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、食事・排せつ・入浴の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、食事・排せつ・入浴の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス
日中活動系サービス（施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス）	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、食事・排せつ・入浴の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
自立訓練 （機能訓練）	身体障害のある人に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 （生活訓練）	知的障害・精神障害のある人に、一定期間日常生活能力向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 （A型）	一般企業等での就労が困難な人に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 （B型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題を支援するサービス
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供するサービス

短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、食事・排せつ・入浴の介護などを提供するサービス
居住系サービス（施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス）	
自立生活援助	施設入所またはグループホームに入居していた人や精神科病院等を退院した人が自宅で安心した生活を送れるよう支援するサービス
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、食事・排せつ・入浴の介護その他必要な支援を提供するサービス
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談その他日常生活に必要な支援を提供するサービス

相談支援サービス	
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を指し、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するために活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況にて生活する障害者につき、当該障害者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対し、相談その他の便宜を供与するサービス

◇地域生活支援事業

地域生活支援事業 （地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業）		
必須事業	理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業
	自発的活動支援事業	障害者等やその家族、市民等が自発的に行う活動に対する支援事業
	相談支援事業	総合的な相談、情報提供や権利擁護のための支援などを行う事業
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することを支援する事業
	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の活動を支援する事業
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置等を行う事業
	日常生活用具給付事業	補装具以外の機器で、日常生活を便利又は容易にするものの給付等を行う事業
	移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援する事業
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業
	手話通訳者養成研修事業	手話通訳者を要請するための講習会を行う事業
点字奉仕員養成研修事業	点字奉仕員を要請するための講習会を行う事業	

任意事業	福祉ホームの運営	居宅において生活することが困難な障害のある人に、低額な料金で、居室等を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う事業
	訪問入浴サービス	重度の身体障害のある人に対して訪問により在宅で入浴サービスを提供する事業
	日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業
	レクリエーション活動等支援	障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション事業や大会・運動会などを開催する事業
	点字・声の広報等発行	音声版の市広報と点字見出しの発行
	自動車運転免許取得助成	自動車運転免許を取得するために要した経費の一部を助成する事業
	自動車改造助成	自動車の改造に要した費用を助成する事業（限度額あり）

## 2 成果目標

「府中市障害福祉計画（第5期）」では、障害福祉計画に係る国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活への移行、地域生活支援及び就労支援等に関する成果目標を定めています。成果目標は次のとおりです。

### （1）福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標

平成 28 年度末時点の施設入所者数の9%以上を平成 32 年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

施設入所者数を平成 28 年度末時点から平成 32 年度末までに2%以上削減することを目指します。

項目	数 値	考え方
平成 28 年度末の入所者数 (A)	150人	平成 29 年 3 月 31 日の数
【目標値】 地域生活移行 (B)	14人 (9.3%)	(A)のうち、平成 32 年度末までに地域生活に移行する人の目標数
新たな施設入所者 (C)	8人	平成 32 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成 32 年度末の入所者数 (D)	144人	平成 32 年度末の利用人員見込み (A-B+C)
【目標値】 入所者削減見込み	△6人 (△4%)	差引減少見込数 (A-D)

### （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。

項目	数 値	考え方
平成 28 年度末の設置数	0か所	平成 29 年 3 月 31 日の数
【目標値】 平成 32 年度末の設置数	1か所	平成 33 年 3 月 31 日の数

## （2）地域生活支援拠点等の整備に関する目標

障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を1か所以上整備することを目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の整備数	0か所	平成29年3月31日の数
【目標値】 平成32年度末の整備数	1か所	平成33年3月31日の数

## （3）福祉施設等から一般就労への移行に関する目標

### ① 福祉施設から一般就労への移行者数

平成32年度の福祉施設等から一般就労への移行実績を平成28年度の1.5倍以上にすることを目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度の年間一般就労者数	20人	平成28年度において就労移行支援事業等※を利用し、一般就労した人の数
【目標値】 平成32年度の年間一般就労者数	30人	平成32年度において就労移行支援事業等※を利用し、一般就労する人の数

※ 生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）のことをいいます。

### ② 就労移行支援事業の利用者数

平成32年度末までに就労移行支援事業利用者数を平成28年度末時点から20%以上増加することを目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の利用者数（A）	58人	平成29年3月31日時点の数
【目標値】 利用者数（B）	75人	平成32年度末までの利用者数の目標
利用者数の増加見込み	17人 (29.3%)	B-A

③ 就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合

平成32年度において、市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所を全体の50%以上とすることを目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の就労移行率が30%以上の事業所の割合	42.9% (3/7事業所)	平成29年3月31日時点の市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所
【目標値】 平成32年度末の就労移行率が30%以上の事業所の割合	50%以上	平成33年3月31日時点の市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所

③ 一般就労への定着率

平成32年度までに就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上になることを目指します。

項目	数値	考え方
平成31年度の職場定着率	70%	平成31年度中に支援開始1年を経過した人が引き続き同じ職場で就労している割合
平成32年度の職場定着率	80%	平成32年度中に支援開始1年を経過した人が引き続き同じ職場で就労している割合

※ 平成30年度に新設されるサービスのため、平成30年度の定着率は設定できません。

④ 障害者就労施設等への受注機会の拡大

市では、市が行う物品や役務の調達にあたり、障害者就労施設等からの受注の拡大を図ることで、障害者の自立を促進するため、「府中市障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」を定めています。平成32年度の調達実績を平成28年度の調達実績から5%増加することを目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度の調達実績	78,544,562円	平成28年度の1年間の調達実績額
【目標値】 平成32年度の調達実績	82,472,000円	平成32年度の1年間の調達実績額

### 3 サービス見込量と見込量確保のための方策

#### (1) 訪問系サービス

##### ① 見込量

実績を見ると、訪問系サービス全体で平成 27 度は 40,127 時間でしたが、平成 29 年度は 38,317 時間と 1,810 時間減少しています。しかし、利用希望の多い事業であるため、平成 30 年度以降の計画値は増加を目指します。

(時間、人/月)

項目	単位	区分	第4期			第5期			
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
訪問系サービス	サービス量	時間	計画	40,500	42,000	43,500	41,515	43,105	44,695
		実績		40,127	39,862	38,317			
		%	計画比	99.1	94.9	88.1			
	実利用者数	人	計画	500	515	530	514	524	534
		実績		504	513	506			
		%	計画比	100.8	99.6	95.5			
居宅介護	サービス量	時間	計画	—	—	—	7,440	7,580	7,720
		実績		7,167	7,303	6,471			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	380	385	390
		実績		373	386	377			
		%	計画比	—	—	—			
重度訪問介護	サービス量	時間	計画	—	—	—	32,900	34,310	35,720
		実績		31,914	31,421	30,715			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	70	73	76
		実績		69	66	67			
		%	計画比	—	—	—			

（時間、人／月）

項目	単位	区分	第4期			第5期			
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
同行援護	サービス量	時間	計画	—	—	—	900	930	960
			実績	825	912	867			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	51	52	53
			実績	51	51	50			
		%	計画比	—	—	—			
行動援護	サービス量	時間	計画	—	—	—	275	285	295
			実績	222	226	265			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	13	14	15
			実績	11	10	12			
		%	計画比	—	—	—			
重度障害者等 包括支援	サービス量	時間	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			

※ 実績値は、各年度3月の月当たりの実績です。平成29年度欄については、7月の月当たり実績（平成29年8月時点で集計）となっています。

※ 第5期計画から各サービスの計画値を見込んでいるため、第4期計画の数値は空欄（「—」と表記）となっています。

## ② 見込量確保のための方策

増加見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

## （2）日中活動系サービス

### ① 見込量

生活介護は、サービス量は減少傾向にありますが、利用希望の多い事業であるため、増加を目指します。就労継続支援（A型・B型）、療養介護及び短期入所は、おおむね計画どおりか計画を上回る実績で推移しています。平成30年度以降も各年度に実績の伸びが継続すると見込みます。

自立訓練（生活訓練）は、市内に事業者もなく利用者数が少ないこともあり、横ばいとなっています。平成30年度以降も大きく変化しないと見込みます。

就労移行支援は、実績が計画値を下回っていますが、一般就労への移行を促すため、増加を目指します。

（人日、人／月）

項目	単位	区分	第4期			第5期			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
生活介護	サービス量	人日	計画	9,500	9,750	10,000	10,600	10,800	11,000
			実績	9,825	10,194	9,470			
		%	計画比	103.4	104.6	94.7			
	実利用者数	人	計画	520	535	550	530	540	550
			実績	508	515	518			
		%	計画比	97.7	96.3	94.2			
自立訓練 （機能訓練）	サービス量	人日	計画	25	25	25	65	70	75
			実績	5	62	58			
		%	計画比	20.0	248.0	232.0			
	実利用者数	人	計画	1	1	1	4	5	6
			実績	2	4	3			
		%	計画比	200.0	400.0	300.0			
自立訓練 （生活訓練）	サービス量	人日	計画	170	185	200	160	170	180
			実績	181	146	138			
		%	計画比	106.5	78.9	69.0			
	実利用者数	人	計画	17	19	21	16	17	18
			実績	17	16	15			
		%	計画比	100.0	84.2	71.4			

（人日、人／月）

項目	単位	区分	第4期			第5期			
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
就労移行支援	サービス量	人日	計画	1,100	1,180	1,260	1,105	1,190	1,275
			実績	1,003	865	949			
		%	計画比	91.2	73.3	75.3			
	実利用者数	人	計画	70	75	80	65	70	75
			実績	56	58	60			
		%	計画比	80.0	77.3	75.0			
就労継続支援 （A型）	サービス量	人日	計画	610	730	850	585	600	615
			実績	553	539	571			
		%	計画比	90.7	73.8	67.2			
	実利用者数	人	計画	30	35	40	29	30	31
			実績	28	25	28			
		%	計画比	93.3	71.4	70.0			
就労継続支援 （B型）	サービス量	人日	計画	5,300	5,700	6,100	5,615	5,630	5,645
			実績	5,545	5,687	5,597			
		%	計画比	104.6	99.8	91.8			
	実利用者数	人	計画	385	400	415	400	410	420
			実績	370	383	389			
		%	計画比	96.1	95.8	93.7			
就労定着支援	実利用者数	人	計画	—	—	—	13	16	19
			実績	—	—	—			
		%	計画比	—	—	—			
療養介護	実利用者数	人	計画	34	35	36	36	37	38
			実績	30	35	35			
		%	計画比	88.2	100.0	97.2			

項目		単位	区分	第4期			第5期		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所	サービス量	人日	計画	625	640	655	900	980	1060
			実績	715	786	819			
			% 計画比	114.4	122.8	125.0			
	実利用者数	人	計画	139	143	147	225	246	267
			実績	186	186	200			
			% 計画比	133.8	130.1	136.1			
短期入所 （福祉型）	サービス量	人日	計画	490	500	510	745	810	875
			実績	595	639	680			
			% 計画比	121.4	127.8	133.3			
	実利用者数	人	計画	120	123	126	175	190	205
			実績	145	139	158			
			% 計画比	120.8	113.0	125.4			
短期入所 （医療型）	サービス量	人日	計画	135	140	145	155	170	185
			実績	120	147	139			
			% 計画比	88.9	105.0	95.9			
	実利用者数	人	計画	19	20	21	50	56	62
			実績	41	47	42			
			% 計画比	215.8	235.0	200.0			

※ 実績値は、各年度3月の月当たりの実績です。平成29年度欄については、7月の月当たり実績（平成29年8月時点で集計）となっています。

※ 第5期計画から新たに見込んだ項目は、第4期計画の数値は空欄（「－」と表記）となっています。

## ② 見込量確保のための方策

増加傾向にある見込量を確保するため、事業所の誘致のための情報提供を行うとともに、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

### （3）居住系サービス

#### ① 見込量

施設入所支援は、実績を見ると、利用者が増加している傾向にあります。平成30年度以降は、地域移行を促し、減少を目指します。

グループホームは、実績を見ると、増加傾向にあり各年度で実績値が計画値を上回っています。平成30年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

(人/月)

サービス名	単位	区分	第4期			第5期		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人	計画	—	—	—	10	12	14
		実績	—	—	—			
	%	計画比	—	—	—			
施設入所支援	人	計画	136	133	130	148	146	144
		実績	143	150	140			
	%	計画比	105.1	112.8	107.7			
グループホーム	人	計画	135	140	145	200	215	230
		実績	162	180	183			
	%	計画比	120.0	128.6	126.2			

※ 実績値は、各年度3月の月当たりの実績です。平成29年度欄については、7月の月当たり実績（平成29年8月時点で集計）となっています。

※ 第5期計画から新たに見込んだ項目は、第4期計画の数値は空欄（「—」と表記）となっています。

#### ② 見込量確保のための方策

施設入所支援は、現状のサービス提供体制を確保します。

グループホームについては、増加傾向にある見込量を確保するため、サービスを担う事業者の新規参入や新規開設を促し、整備を図ります。特に、身体障害者を対象としたグループホームの整備が必要です。また、障害のある人が地域のグループホームで生活することへの市民の理解を深める普及啓発活動を図ることに努めます。

## （４）相談支援サービス

### ① 見込量

計画相談支援は、サービス量は増加傾向にあり、平成30年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

地域移行支援は、実績が計画値を下回っていますが、平成30年度以降は、精神科病院へ長期入院していた人の想定退院数を見込み、増加を目指します。

地域定着支援は、実績値が計画値を大幅に下回っています。地域へ移行した人が定着できるよう増加を目指します。

(人/月)

サービス名	単位	区分	第4期			第5期		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	計画	250	265	280	215	230	245
		実績	260	291	201			
	%	計画比	104.0	109.8	71.8			
地域移行支援	人	計画	5	6	7	5	6	7
		実績	1	4	3			
	%	計画比	20.0	66.7	42.9			
地域定着支援	人	計画	11	13	15	5	6	7
		実績	2	0	1			
	%	計画比	18.2	0.0	6.7			

※ 実績値は、各年度3月の月当たりの実績です。平成29年度欄については、7月の月当たり実績（平成29年8月時点で集計）となっています。

### ② 見込量確保のための方策

計画相談支援は増加傾向にあるものの、事業所を利用せず、セルフプランでサービス等利用計画を立てている人も多くいます。事業所の参入を促進し、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。

また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。

## （5）地域生活支援事業

### ① 見込量

相談支援事業や地域活動支援センターは、現状の体制を維持します。

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業は、実績値は計画値を上回っており、平成30年度以降も継続して増加を見込みます。

移動支援事業の実績を見ると、実績値が計画値を下回っている年度もあるものの、増加傾向にあります。地域生活には欠かせないサービスであるため、今後も増加傾向が続くものとして見込みます。

（か所、人、件、時間、回／年）

項目	単位	区分	第4期			第5期		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
（1）理解促進研修・啓発事業		計画	—	—	—	有	有	有
		実績	有	有	有	/		
（2）自発的活動支援事業		計画	—	—	—	有	有	有
		実績	有	有	有	/		
（3）相談支援事業								
①相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業	か所	計画	3	3	3	4	4	4
		実績	3	4	4	/		
イ 地域自立支援協議会	か所	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	/		
②基幹相談支援センター等機能強化事業		計画	無	無	無	無	有	有
		実績	無	無	無	/		
③住宅入居等支援事業		計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	/		
（4）成年後見制度利用支援事業		計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	/		
（5）成年後見制度法人後見支援事業		計画	—	—	—	有	有	有
		実績	有	有	有	/		

（か所、人、件、時間、回／年）

項目	単位	区分	第4期			第5期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
<b>(6) 意思疎通支援事業</b>								
<b>①手話通訳者・要約筆記者派遣事業</b>								
実利用者数	人	計画	56	58	60	54	56	58
		実績	52	52	52			
	%	計画比	92.9	89.7	86.7			
派遣人数	人	計画	480	485	490	690	735	780
		実績	580	667	647			
	%	計画比	120.8	137.5	132.0			
②手話通訳者設置 事業	人	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
	%	計画比	100.0	100.0	100.0			
<b>(7) 日常生活用具給付 等事業</b>	件	計画	4,029	4,247	4,465	4,790	4,855	4,920
		実績	4,780	4,945	4,734			
	%	計画比	118.6	116.4	106.0			
①介護・訓練支援 用具	件	計画	30	32	34	27	28	29
		実績	28	30	21			
	%	計画比	93.3	93.8	61.8			
②自立生活支援用具	件	計画	70	75	80	81	84	87
		実績	72	74	78			
	%	計画比	102.9	98.7	97.5			
③在宅療養等支援 用具	件	計画	62	68	74	67	68	69
		実績	65	69	45			
	%	計画比	104.8	101.5	60.8			
④情報・意思疎通 支援用具	件	計画	55	59	63	80	82	84
		実績	63	77	78			
	%	計画比	114.5	130.5	123.8			
⑤排せつ管理支援 用具	件	計画	3,800	4,000	4,200	4,580	4,660	4,740
		実績	4,546	4,669	4,497			
	%	計画比	119.6	116.7	107.1			
⑥居宅生活動作補助 用具（住宅改修費）	件	計画	12	13	14	20	21	22
		実績	6	26	15			
	%	計画比	50.0	200.0	107.1			

（か所、人、件、時間、回／年）

項目	単位	区分	第4期			第5期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
<b>(8) 手話通訳者養成研修事業</b>								
手話通訳者認定試験 合格者数	人	計画	2	2	2	3	3	3
		実績	2	6	2			
	%	計画比	100.0	300.0	100.0			
<b>(9) 点字奉仕員養成研修事業</b>								
点字講習会（中級） 修了者数	人	計画	12	12	12	12	12	12
		実績	5	8	7			
	%	計画比	41.7	66.7	58.3			
<b>(10) 移動支援事業</b>								
実利用者数	人	計画	430	465	500	410	420	430
		実績	397	392	400			
	%	計画比	92.3	84.3	80.0			
支給決定者数	人	計画	600	630	660	630	640	650
		実績	671	610	620			
	%	計画比	111.8	96.8	93.9			
延べ利用時間数	時間	計画	52,000	56,700	61,400	44,280	45,360	46,440
		実績	42,103	41,393	42,114			
	%	計画比	81.0	73.0	68.6			
<b>(11) 地域活動支援センター</b>								
実施か所数	か所	計画	4	4	4	5	5	5
		実績	4	5	5			
	%	計画比	100.0	125.0	125.0			
実利用者数	人	計画	1,120	1,150	1,180	2,500	2,570	2,640
		実績	2,291	2,654	2,429			
	%	計画比	204.6	230.8	205.8			

（か所、人、件、時間、回／年）

項目	単位	区分	第4期			第5期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
<b>(12) 福祉ホームの運営</b>								
実利用者数	人	計画	—	—	—	1	1	1
		実績	2	2	1			
	%	計画比	—	—	—			
延べ利用回数	回	計画	—	—	—	365	365	365
		実績	730	579	365			
	%	計画比	—	—	—			
<b>(13) 訪問入浴サービス</b>								
実利用者数	人	計画	—	—	—	40	40	40
		実績	37	38	35			
	%	計画比	—	—	—			
延べ利用回数	回	計画	—	—	—	1,480	1,480	1,480
		実績	1,285	1,358	1,300			
	%	計画比	—	—	—			
<b>(14) 日中一時支援</b>								
実利用者数	人	計画	87	90	93	85	90	95
		実績	89	84	80			
	%	計画比	102.3	93.3	86.0			
延べ利用回数	回	計画	2,250	2,325	2,400	1,700	1,800	1,900
		実績	1,792	1,750	1,700			
	%	計画比	79.6	75.3	70.8			
<b>(15) レクリエーション活動等支援</b>		計画	—	—	—	有	有	有
		実績	有	有	有			
<b>(16) 点字・声の広報等発行</b>		計画	—	—	—	有	有	有
		実績	有	有	有			
<b>(17) 自動車運転免許取得助成</b>	人	計画	—	—	—	5	6	7
		実績	2	2	4			
<b>(18) 自動車改造助成</b>	件	計画	—	—	—	6	6	6
		実績	6	6	6			

- ※ 実績値は、各年度1年間の実績です。平成29年度欄については、8月時点での見込みとなっています。
- ※ 第5期計画から新たに見込んだ項目は、第4期計画の数値は空欄（「-」と表記）となっています。
- ※ （9）における平成29年度欄は、認定試験の実施が年度末であることから、計画値を計上しています。

## ② 見込量確保のための方策

相談支援事業及び地域活動支援センターについては、現在の実施か所数を維持します。また、関係機関と連携しながら、機能の充実を図ります。

基幹相談支援センター設置に向けての検討を進めます。

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業及び移動支援事業については、増加傾向にある見込量を確保するため、提供体制を確保します。

手話通訳者養成研修事業及び点字奉仕員養成研修事業は、引き続き実施し、人材の育成に努めます。

## 第4章 障害児福祉計画（第1期）

### 1 サービスの内容

児童福祉法に基づき、市が提供するサービスの内容は次のとおりです。

障害児通所支援（障害のある児童が施設で利用するサービス）	
児童発達支援・ 医療型児童発達支援	障害のある児童（療育の必要な児童）に日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うサービス ※ 医療型児童発達支援では上記とともに治療を提供
放課後等デイサービス	就学児に学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを提供するサービス
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅において児童発達支援を行うサービス
障害児入所支援（障害のある児童が施設において利用するサービス）	
福祉型障害児入所支援	施設に入所する児童に、日常生活能力の維持・向上のための訓練やコミュニケーション支援、食事・排せつ・入浴の介護その他必要な支援を提供するサービス
医療型障害児入所支援	施設に入所する児童に、疾病の治療・看護、日常生活能力の維持・向上のための訓練やコミュニケーション支援、医学的管理に基づく食事・排せつ・入浴の介護その他必要な支援を提供するサービス
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等のサービス
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する
発達障害者支援地域協議会の開催	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議を行う

## 2 成果目標

「府中市障害児福祉計画（第1期）」では、障害児福祉計画に係る国の基本指針に基づき、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、医療的ケア児への支援等に関する成果目標を定めています。成果目標は次のとおりです。

### （1）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実に 関する目標

#### ① 児童発達支援センターの設置

現在ある医療型児童発達支援センターにおいて、心身の発達に遅れや障害のある児童に療育を行います。また、将来的には、福祉型児童発達支援センターを1か所整備します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の整備数	1か所	平成29年3月31日の数
【目標値】 平成32年度末の整備数	1か所	平成33年3月31日の数

※ 現在、市内にあるのは、医療型児童発達支援センターである都立多摩療育園です。市では、福祉型の児童発達支援センターの設置に向けて、検討・協議を進めていきます。

#### ② 保育所等訪問支援の充実

保育所等訪問支援実施し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

項目	数値	考え方
平成28年度末の事業所数	1か所	平成29年3月31日の数
【目標値】 平成32年度末の事業所数	1か所	平成33年3月31日の数

※ 子ども発達支援センターあゆの子において、市の独自の事業として、保育所、幼稚園等を訪問し、発達に関する相談支援を行っています。

## （2）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所の確保に関する目標

重症心身障害児を受け入れられる事業所をそれぞれ1か所以上確保している体制を維持します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の児童発達支援事業所数	1か所	平成29年3月31日の数
【目標値】 平成32年度末の児童発達支援事業所数	1か所	平成33年3月31日の数
平成28年度末の放課後等デイサービス事業所数	2か所	平成29年3月31日の数
【目標値】 平成32年度末の放課後等デイサービス事業所数	2か所	平成33年3月31日の数

## （3）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関する目標

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の設置数	0か所	平成29年3月31日の数
【目標値】 平成32年度末の設置数	1か所	平成33年3月31日の数

### 3 サービス見込量と見込量確保のための方策

#### ① 見込量

児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援は、実績を見ると増加傾向にあるため、平成30年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

医療型児童発達支援は、減少している年度もありますが、全体で見ると増加傾向にあるため、平成30年度以降も増加を見込みます。

保育所等訪問支援は、各年度3月（平成29年度は7月）の実績はありませんでしたが、年間を通して見ると平成28年度に実利用者数1人の実績があります。平成30年度以降、実績があるものと見込みます。

(人/月)

項目	単位	区分	第4期			第5期			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
児童発達支援	サービス量	人	計画	950	1,030	1,110	1,445	1,610	1,775
		日	実績	901	1,123	1,281			
		%	計画比	94.8	109.0	115.4			
	実利用者数	人	計画	80	87	94	155	175	195
			実績	90	130	134			
		%	計画比	112.5	149.4	142.6			
医療型 児童発達支援	サービス量	人	計画	145	145	145	195	215	235
		日	実績	133	191	175			
		%	計画比	91.7	131.7	120.7			
	実利用者数	人	計画	20	20	20	25	30	35
			実績	17	25	21			
		%	計画比	85.0	125.0	105.0			
居宅訪問型 児童発達支援	サービス量	人	計画	—	—	—	10	10	10
		日	実績	—	—	—			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	1	1	1
			実績	—	—	—			
		%	計画比	—	—	—			

（人／月）

項目	単位	区分	第4期			第5期			
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
保育所等 訪問支援	サービス量	人日	計画	—	—	—	2	2	2
			実績	—	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	1	1	1
			実績	—	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
放課後等 デイサービス	サービス量	人日	計画	1,900	2,280	2,660	5,780	6,760	7,740
			実績	2,812	3,598	4,794			
		%	計画比	148.0	157.8	180.2			
	実利用者数	人	計画	280	335	390	470	530	590
			実績	289	358	411			
		%	計画比	103.2	106.9	105.4			
福祉型障害児 入所支援	サービス量	人日	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
医療型障害児 入所支援	サービス量	人日	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
障害児 相談支援	サービス量	人	実績	40	45	50	70	80	90
			計画	43	57	28			
		%	計画比	107.5	126.7	56.0			
医療的ケア児 支援のコーディネーター配置		人	計画	—	—	—	2	2	2
			実績	—	—	—			
		%	計画比	—	—	—			
発達障害者 支援地域 協議会の開催		回	計画	—	—	—	3	3	3
			実績	—	—	—			
		%	計画比	—	—	—			

※ 実績値は、各年度3月の月当たりの実績です。平成29年度欄については、7月の月当たり実績（平成29年8月時点で集計）となっています。

※ 第5期計画から新たに見込んだ項目は、第4期計画の数値は空欄（「-」と表記）となっています。

## ② 見込量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、増加傾向にある見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

障害児相談支援増加傾向にあるものの、事業所を利用せず、セルフプランでサービス等利用計画を立てている人も多くいます。事業所の参入を促進し、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。

※ 協議会の委員名簿・検討経過、アンケート調査の概要などを記載します。

## 資料編

